

令和2年度 東村山市立南台小学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日	制定
平成27年4月1日	一部改定
平成27年9月1日	一部改定
平成28年4月1日	一部改定
平成29年4月1日	一部改定
平成30年4月1日	一部改定
令和2年4月1日	一部改訂

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取り組みを講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

<いじめについて、児童の理解を深める>

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取り組みとして、道徳の授業や児童会等による主体的な取り組みへの支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 児童をいじめから守り通し、いじめの解決に向けた行動を促す

<いじめられた子供を守る>

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

<子供の取り組みを支える>

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取り組みを支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

- ・いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向

けて取り組む。

- ・生活指導主任会の月例報告及び認知時の報告を徹底し、主任会であがったケースを校内の生活朝会等で周知する。
- ・夏季休業日前、冬季休業日前に開かれる学校生活指導連絡協議会で、実態把握と防止に向けた効果的な対策等について、定期的に情報交換及び協議を行う。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制

(1)「学校いじめ対策委員会」の構成

校長，副校長，校務主幹，生活指導主幹，教務主任，保健主任，養護教諭
特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー

(2)「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

生活指導部に位置づけ、「スタッフ会議」の名称で常時は毎月1回、情報交換等を行う。
いじめが起きた場合は、校長，副校長，生活指導主任，当該学年担当，生活指導部を中心に対応する。校長が必要と認めた場合は、関係教員等を加え、対応に当たる。

(3)「学校いじめ対策委員会」の主な取り組み内容

	「いじめ対策委員会」の取り組み	その他，全職員での取り組み
1 学 期	【4月】 年間計画提示 いじめ未然防止への取り組み内容検討，望ましい集団づくりのための取り組み内容検討 【5月】 教育相談の内容検討 【6月】 教育相談の内容検討 いじめに関する校内研修，いじめに関する授業実施，いじめ実態調査の実施（「いじめ発見のチェックシート」の活用） 【7月】 1学期の取り組み反省と後期以降の取り組みの検討	【4月】 学校のいじめ問題行動に対する方針の保護者への説明 （PTA総会時 学校長） 【5月，6月，7月】 SC，5年生全員面接 【毎週】 スクールカウンセラー来校時に相談に挙げた児童の担任への情報提供
2 学 期	【10月】 人権週間の取り組み内容の検討 【11月】 教育相談の内容検討 いじめに関する校内研修，いじめに関する授業実施，いじめ実態調査の実施（「いじめ発見のチェックシート」の活用） 【12月】 2学期の取り組み反省と3学期以降の取り組みの検討	【9月】 夏休み中の児童の様子について情報交換 （職員会議） 【毎週】 スクールカウンセラー来校時に相談に挙げた児童の担任への情報提供

3 学 期	<p>【1月】教育相談の内容検討</p> <p>【2月】いじめに関する校内研修, いじめに関する授業実施, いじめ実態調査の実施(「いじめ発見のチェックシート」の活用)</p> <p>1年間の取り組みの振り返りと学校いじめ防止基本方針の見直し</p>	<p>【1月】冬休み中の児童の様子について情報交換(職員会議)</p> <p>【毎週】スクールカウンセラー来校時に相談に挙げた児童の担任への情報提供</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・2週間に一度の生活指導朝会で児童についての情報交換 ・月1回の生活指導部会で情報交換 ・月1回の定期的かつ臨時校内委員会の活用 ・児童の振り返り(学級活動, 適宜) 		

(4)「学校サポートチーム」の構成(役職等)

東村山警察スクールサポーター, 学校評議員

(5)「学校サポートチーム」の主な取り組み内容

東村山警察スクールサポーターや学校評議員から助言をいただく。

3 4つの段階に応じた具体的な取り組み

(1)未然防止のための取り組み

- ・いじめに関する教職員研修の実施(年間3回)
- ・教職員, 人権研修の実施(毎月)
- ・「いじめに関する授業」(道徳, 学級活動等)の実施
- ・道徳教育, 人権教育の充実
 - 重点1 「特別の教科 道徳」の実施 「考える道徳, 議論する道徳」の授業実施
いじめの解決に向けて, 主体的に行動しようとする態度の育成
 - 重点2 多磨全生園にかかわる学習の実施
 - 重点3 道徳授業地区公開講座での意見交換会の実施
- ・学習規律「南台小スタンダード」の構築と浸透
- ・教室環境, 授業のユニバーサルデザイン化
- ・いじめ撲滅に向けた児童会の取り組みへの支援, 南台地域の連携
- ・「学校いじめ対策委員会」の設置
- ・「学校サポートチーム」の活用
- ・学校評価による検証と基本方針の見直し など
- ・南台小学校「SNSルール」の周知徹底

(2) 早期発見のための取り組み

- ・ 出欠確認時の観察
- ・ 教員間による情報の共有
- ・ 看護当番等による校内巡回等を通じた子供の観察
- ・ 「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察
- ・ 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ・ スクールカウンセラーによる面談の実施
- ・ 定期的な担任等による二者面談の実施
- ・ いじめに関する情報等の管理（ファイリング等）
- ・ 学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握
- ・ 保護者相談の実施
- ・ 児童館や学童クラブ等の連携による情報共有 など

(3) 早期対応のための取り組み

【いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時）】

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

↓

生活指導主任に報告

↓

校長・副校長に報告

↓

いじめ対策委員会の招集

校長 副校長 生活指導主任 当該児童学年主任 当該児童学級担任 生活指導部
スクールカウンセラー コーディネーター 養護教諭

↓

全教員で情報共有 ・ 事実の報告 ・ 対応方針の共通理解

↓

当該児童への事実確認

- 1 被害児童への面談
- 2 加害児童への面談(一人ずつ)

↓

家庭との相談（被害児童） ・ 把握した事実の報告，対応方針説明

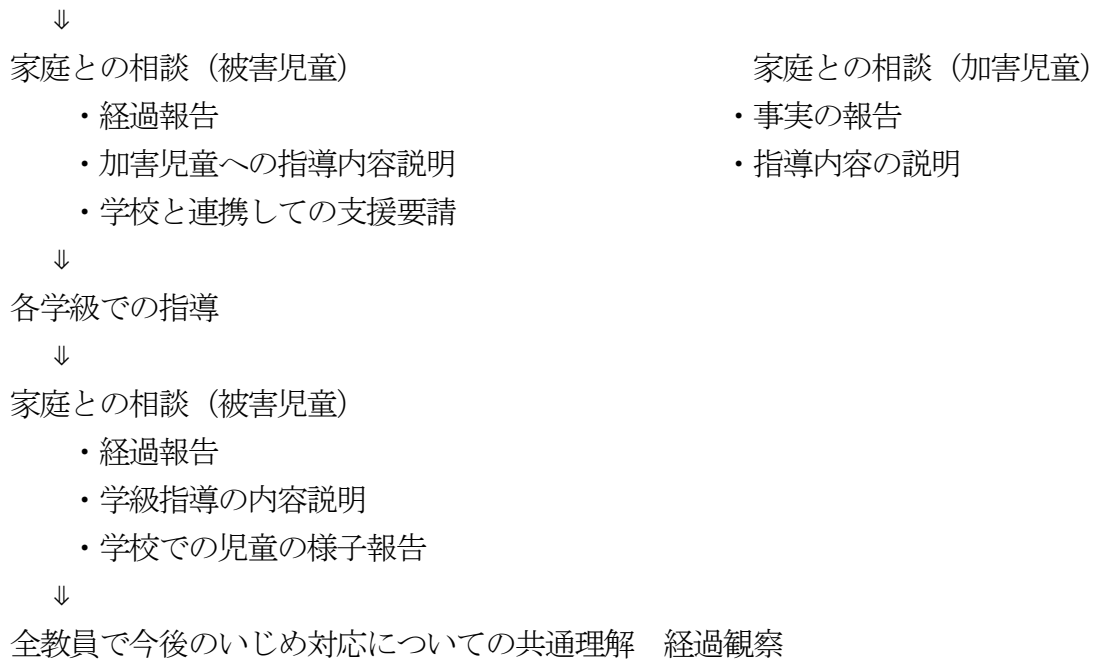
↓

いじめ対策チームで協議

- ・ 事実確認した内容を報告し，全体像を把握
- ・ 被害児童及び加害児童への対応協議
- ・ 学級指導の内容協議

↓

全教員での共有 ・ 経過の報告 ・ 対応策について共通理解



（4）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報，児童相談所，その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童に対しては，緊急避難措置等について検討・実施し，複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また，加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し，実施する。

4 校内における研修体制

- ・いじめの未然防止に関する研修
- ・いじめの対応に関する研修
- ・教育相談体制に関する研修
- ・いじめ防止対策推進法，いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修

5 東村山市立南台小学校 学校いじめ防止基本方針の見直し

基本方針は定期的に見直しを行う。少なくとも年1回は見直しを行う